

平成21年7月28日

財団法人関西社会経済研究所

## 自治体の財政健全性に関する調査研究結果の概要

財団法人関西社会経済研究所（所長：本間正明）では自治体財政健全性研究会（主査：林宏昭関西大学経済学部教授）を設置し、自治体財政健全性の研究を実施した。調査研究結果の概要を紹介する。

### <狙いと手法>

地方自治体の経常的な財政運営に着目して、その健全性に関する指標を作成し評価する。そのために、全国の市町村の財政状況が統一した書式で公開されている『市町村別決算状況調』（総務省）のデータを用いて指標を計測し、各都市の財政運営の健全性を指数化する。

### 1. 評価指標

自治体の財政面を評価する指標としては、基本的にはプライマリーバランスの考え方を取り入れ、自治体の経常的な収支に着目した指標を作成した。具体的には、以下の手順を踏む。まず収入からは、地方債収入、積立金取り崩し等および社会資本の建設のための国と都道府県からの支出金といったハード面も含めたストック関連の収入を差し引いて経常的な収入を取り出す。また、歳出からも同様にストック関連の建設事業費、公債費、積立金等を差し引く。それぞれを基礎的経常収入と基礎的経常支出と呼び、前者から後者を差し引いたものを基礎的経常収支とした。

基礎的経常収入	建設事業に対する国・都道府県支出金	地方債	積立金 取崩し等
基礎的経常支出	建設事業費	公債費	積立金等

以上の定義を式で表すと次のようになる。

(1) 基礎的経常収支Ⅰ＝基礎的経常収入Ⅰ－基礎的経常支出

ここで、基礎的経常収入Ⅰ＝歳入総額－（普通建設事業費への国庫支出金  
＋都道府県支出金）－地方債－（公営企業貸付金元利収入  
＋貸付金元利収入＋積立金取崩）

また、基礎的経常支出＝歳出総額－普通建設事業費－公債費－積立金－  
（投資及び出資金＋貸付金）

(2) 基礎的経常収支Ⅱ＝基礎的経常収入Ⅱ－基礎的経常支出

ここで、基礎的経常収入Ⅱ＝基礎的経常収入Ⅰ－地方交付税

また、基礎的経常支出＝歳出総額－普通建設事業費－公債費－積立金－  
（投資及び出資金＋貸付金）

基礎的経常収支は、各自治体が建設事業を除く経常的な行政サービスの提供を健全な財政運営に基づいて展開しているかどうかを示す指標である。この収支がプラスであれば、自治体はその資金を建設事業に充当するか借入れの返済にあてることが可能になる。

自治体の歳入には、国からの地方交付税が含まれている。地方交付税を加えたままでの（1）式の「基礎的経常収支Ⅰ」は、国が算定する標準的な行政を維持するための経費の水準が大きく影響している。そこで、収入から地方交付税を除いた（2）式の「基礎的経常収支Ⅱ」を計測する。

基礎的経常収支Ⅰは黒字であるが、地方交付税を除いた基礎的経常収支Ⅱが赤字になる場合、当該地域は経済力が弱いために税収が少ないか、あるいは地域の社会的環境によって国が保障する行政需要が大きい地域ということになる。つまり、基礎的経常収支Ⅱは各地域の経済的あるいは社会的な環境を直接的に反映したものとなる。

2000年代に入り、三位一体改革などを通じて地方交付税の縮小も図られてきており、地方交付税に依存しない経常的な財政運営が、どれだけ余裕を持ったものになっているかを表す基礎的経常収支Ⅱは、地方税の負担者である地域住民にとっては重要な指標である。

## 2. 都市ランキング

都市間の比較を行う際には、都市の規模による指標への影響が大きく現れる。つまり、規模の大きな自治体は歳入も歳出もともに大きく、その差額である収支の絶対的な規模も大きくなる。そこで、以下ではそれぞれの指標について人口1人当たりの金額を求め、その値を収支Ⅰ、収支Ⅱとして利用する。

2006年度の計測結果は図表1と図表2にまとめられている。関西上位50市をまとめた図表1では、基礎的経常収支ⅠとⅡ、どちらの指標でも、ともに上位に位置するのは芦屋市である。興味深いのは、歳入に地方交付税を含む基礎的経常収支Ⅰでは、上位に最近合併した市が並んでいることである。他方、基礎的経常収支Ⅱでは、兵庫県、大阪府下の地方税収に恵まれている都市が上位に入っている。

収支Ⅰと収支Ⅱの違いから、現在の地方財政運営が地方交付税に大きく依存している状況を見ることができる。

図表 1 基礎的經常収支上位50市（関西、2006年度）

（単位：千円／人）

基礎的經常収支Ⅰ			基礎的經常収支Ⅱ			
順位	都道府県	都市	金額	都道府県	都市	金額
1	兵庫県	養父市	186.8	兵庫県	芦屋市	146.5
2	兵庫県	芦屋市	160.6	福井県	敦賀市	89.3
3	兵庫県	淡路市	153.9	大阪府	大阪市	64.5
4	兵庫県	朝来市	139.2	兵庫県	姫路市	62.5
5	兵庫県	丹波市	137.5	滋賀県	草津市	60.3
6	京都府	南丹市	130.2	兵庫県	神戸市	54.8
7	兵庫県	篠山市	127.2	大阪府	泉佐野市	48.4
8	兵庫県	南あわじ市	124.5	兵庫県	西宮市	48.3
9	兵庫県	神戸市	120.0	滋賀県	栗東市	47.0
10	兵庫県	豊岡市	119.5	兵庫県	高砂市	45.8
11	兵庫県	相生市	108.0	大阪府	箕面市	44.6
12	奈良県	五條市	107.9	大阪府	茨木市	40.0
13	福井県	大野市	103.3	大阪府	摂津市	38.5
14	京都府	京丹後市	102.0	滋賀県	野洲市	38.3
15	京都府	福知山市	101.8	大阪府	吹田市	36.1
16	兵庫県	宍粟市	101.1	兵庫県	宝塚市	33.6
17	和歌山県	田辺市	100.3	兵庫県	三田市	33.0
18	滋賀県	高島市	98.7	大阪府	豊中市	31.1
19	滋賀県	米原市	96.8	大阪府	高石市	30.3
20	京都府	宮津市	95.7	滋賀県	守山市	29.2
21	福井県	敦賀市	95.5	大阪府	八尾市	28.8
22	兵庫県	洲本市	94.8	兵庫県	加古川市	27.7
23	和歌山県	御坊市	92.1	福井県	福井市	26.6
24	兵庫県	姫路市	87.8	滋賀県	湖南市	26.5
25	大阪府	大阪市	83.3	大阪府	枚方市	25.8
26	京都府	京都市	80.4	兵庫県	尼崎市	23.8
27	和歌山県	新宮市	77.7	滋賀県	彦根市	23.4
28	兵庫県	赤穂市	76.9	京都府	京都市	22.6
29	奈良県	宇陀市	75.9	滋賀県	大津市	22.5
30	兵庫県	加東市	74.6	奈良県	奈良市	19.1
31	福井県	勝山市	71.3	京都府	舞鶴市	19.1
32	京都府	舞鶴市	71.3	奈良県	香芝市	17.4
33	滋賀県	野洲市	71.2	兵庫県	赤穂市	17.4
34	福井県	越前市	71.1	大阪府	堺市	17.0
35	京都府	綾部市	70.9	大阪府	池田市	15.9
36	奈良県	香芝市	67.6	京都府	京田辺市	15.2
37	和歌山県	海南市	65.6	奈良県	橿原市	14.7
38	和歌山県	紀の川市	64.9	京都府	長岡京市	14.7
39	奈良県	御所市	64.5	兵庫県	明石市	14.7
40	滋賀県	長浜市	63.4	和歌山県	和歌山市	14.2
41	滋賀県	草津市	63.4	奈良県	生駒市	12.8
42	福井県	鯖江市	62.6	京都府	宇治市	12.6
43	兵庫県	三木市	62.3	兵庫県	伊丹市	12.3
44	兵庫県	西宮市	61.0	大阪府	大阪狭山市	11.7
45	滋賀県	甲賀市	61.0	福井県	越前市	11.2
46	大阪府	泉佐野市	60.8	兵庫県	相生市	11.0
47	和歌山県	有田市	60.7	大阪府	泉南市	9.8
48	福井県	小浜市	60.3	兵庫県	川西市	8.8
49	滋賀県	彦根市	60.3	大阪府	大東市	8.7
50	大阪府	八尾市	60.0	大阪府	高槻市	8.2

2006年度について、人口100万人超級13の政令指定都市間で比較した結果をまとめたのが図表2である。基礎的財政収支Ⅰでは、神戸市が1位、大阪市が5位、京都市が7位となっている。基礎的財政収支Ⅱでは、大阪市が5位、神戸市が9位、京都市が12位という結果である。

図表2 人口100万人超級13政令市の基礎的経常収支（2006年度）

（単位：千円／人）

基礎的経常収支Ⅰ				基礎的経常収支Ⅱ		
順位	都道府県	都市	金額	都道府県	都市	金額
1	兵庫県	神戸市	120.0	神奈川県	横浜市	76.8
2	福岡県	福岡市	97.7	愛知県	名古屋市	75.8
3	福岡県	北九州市	88.2	神奈川県	川崎市	71.2
4	宮城県	仙台市	86.7	埼玉県	さいたま市	68.2
5	大阪府	大阪市	83.3	大阪府	大阪市	64.5
6	神奈川県	横浜市	80.7	福岡県	福岡市	62.6
7	京都府	京都市	80.4	千葉県	千葉市	58.2
8	広島県	広島市	76.7	宮城県	仙台市	56.6
9	愛知県	名古屋市	76.4	兵庫県	神戸市	54.8
10	神奈川県	川崎市	71.6	広島県	広島市	37.1
11	埼玉県	さいたま市	70.1	福岡県	北九州市	25.6
12	北海道	札幌市	65.7	京都府	京都市	22.6
13	千葉県	千葉市	58.8	北海道	札幌市	5.3

図表3及び図表4は経常収支Ⅰ及びⅡの全国の上位を示したものである。

財政評価の方法については補注を参照ください。

図表3 基礎的經常収支 I の上位 (全国、2006年度)

順位	地域	都道府県	都市	現実値	標準化値	財政評価
1	中部	静岡県	御前崎市	246.3	5.31	6
2	中部	岐阜県	飛騨市	238.0	5.05	6
3	北海道	北海道	三笠市	225.7	4.68	6
4	四国	徳島県	三好市	211.8	4.25	6
5	中国	岡山県	美作市	205.4	4.05	6
6	中国	岡山県	新見市	204.4	4.02	6
7	九州	長崎県	対馬市	191.4	3.63	6
8	関西	兵庫県	養父市	186.8	3.49	6
9	中部	愛知県	田原市	184.1	3.40	6
10	中部	愛知県	豊田市	173.3	3.07	6
11	中部	富山県	南砺市	167.1	2.89	6
12	中国	広島県	庄原市	166.2	2.86	6
13	中部	岐阜県	郡上市	165.7	2.84	6
14	中国	広島県	三次市	162.7	2.75	6
15	関西	兵庫県	芦屋市	160.6	2.69	6
16	九州	大分県	豊後大野市	157.0	2.58	6
17	九州	大分県	豊後高田市	156.6	2.57	6
18	九州	大分県	国東市	156.2	2.55	6
19	関西	兵庫県	淡路市	153.9	2.48	6
20	中部	愛知県	刈谷市	153.6	2.47	6
21	中部	新潟県	魚沼市	152.4	2.44	6
22	中部	新潟県	糸魚川市	152.3	2.43	6
23	中国	岡山県	高梁市	147.8	2.30	6
24	北海道	北海道	紋別市	147.2	2.28	6
25	北海道	北海道	芦別市	147.1	2.27	6
26	中部	岐阜県	高山市	146.6	2.26	6
27	中国	岡山県	真庭市	145.0	2.21	6
28	中部	愛知県	東海市	141.4	2.10	6
29	関東	茨城県	守谷市	140.3	2.07	6
30	中部	静岡県	裾野市	140.1	2.06	6
31	中国	島根県	雲南市	140.0	2.06	6
32	関西	兵庫県	朝来市	139.2	2.03	6
33	四国	高知県	香南市	138.6	2.02	6
34	四国	徳島県	阿南市	138.2	2.00	6
35	関西	兵庫県	丹波市	137.5	1.98	5
36	四国	高知県	安芸市	137.0	1.97	5
37	中部	山梨県	北杜市	134.7	1.90	5
38	九州	長崎県	西海市	134.5	1.89	5
39	中部	新潟県	小千谷市	134.2	1.88	5
40	九州	長崎県	壱岐市	133.4	1.86	5
41	北海道	北海道	士別市	133.4	1.86	5
42	九州	長崎県	南島原市	133.0	1.85	5
43	九州	長崎県	五島市	131.2	1.79	5
44	北海道	北海道	網走市	131.2	1.79	5
45	中国	広島県	安芸高田市	130.6	1.77	5
46	関西	京都府	南丹市	130.2	1.76	5
47	東北	宮城県	栗原市	130.1	1.76	5
48	東北	岩手県	八幡平市	130.1	1.76	5
49	中部	愛知県	碧南市	129.6	1.74	5
50	北海道	北海道	砂川市	128.0	1.69	5
51	中国	島根県	大田市	127.4	1.67	5
52	中部	新潟県	佐渡市	127.3	1.67	5
53	関西	兵庫県	篠山市	127.2	1.67	5
54	中部	長野県	飯山市	125.9	1.63	5
55	中部	新潟県	妙高市	125.8	1.62	5
56	東北	秋田県	仙北市	125.2	1.61	5
57	東北	岩手県	遠野市	125.1	1.60	5
58	九州	鹿児島県	日置市	125.1	1.60	5
59	四国	高知県	香美市	124.8	1.59	5
60	関東	栃木県	真岡市	124.5	1.58	5

順位	地域	都道府県	都市	現実値	標準化値	財政評価
61	関西	兵庫県	南あわじ市	124.5	1.58	5
62	中部	岐阜県	下呂市	124.4	1.58	5
63	九州	鹿児島県	薩摩川内市	124.3	1.58	5
64	中部	岐阜県	恵那市	123.5	1.55	5
65	九州	鹿児島県	大口市	122.3	1.52	5
66	九州	長崎県	平戸市	121.0	1.48	5
67	関西	兵庫県	神戸市	120.0	1.45	5
68	中部	新潟県	十日町市	119.8	1.44	5
69	中部	富山県	黒部市	119.8	1.44	5
70	関西	兵庫県	豊岡市	119.5	1.43	5
71	中部	岐阜県	美濃加茂市	119.2	1.42	5
72	中部	岐阜県	中津川市	119.0	1.42	5
73	中部	愛知県	安城市	117.7	1.38	5
74	関東	東京都	武蔵野市	117.0	1.36	5
75	中部	静岡県	伊豆市	116.6	1.34	5
76	中部	三重県	熊野市	116.3	1.33	5
77	中国	島根県	安来市	116.0	1.33	5
78	東北	秋田県	由利本荘市	115.6	1.31	5
79	九州	鹿児島県	霧島市	114.8	1.29	5
80	九州	大分県	佐伯市	114.8	1.29	5
81	中部	静岡県	菊川市	114.8	1.29	5
82	中部	長野県	大町市	114.4	1.28	5
83	関東	千葉県	成田市	113.9	1.26	5
84	北海道	北海道	赤平市	113.7	1.25	5
85	東北	青森県	三沢市	113.6	1.25	5
86	四国	愛媛県	西予市	112.8	1.23	5
87	九州	長崎県	諫早市	112.4	1.22	5
88	中部	岐阜県	本巣市	111.9	1.20	5
89	四国	愛媛県	大洲市	111.8	1.20	5
90	中国	山口県	萩市	111.6	1.19	5
91	九州	大分県	杵築市	110.8	1.17	5
92	九州	熊本県	天草市	110.1	1.15	5
93	九州	大分県	日田市	110.1	1.14	5
94	九州	長崎県	雲仙市	110.1	1.14	5
95	九州	鹿児島県	南さつま市	110.0	1.14	5
96	中部	岐阜県	関市	108.9	1.11	5
97	関西	兵庫県	相生市	108.0	1.08	5
98	関西	奈良県	五條市	107.9	1.08	5
99	関東	千葉県	南房総市	106.9	1.05	5
100	中部	富山県	砺波市	105.8	1.01	5
101	中部	静岡県	湖西市	105.6	1.01	5
102	九州	鹿児島県	西之表市	105.5	1.00	5
103	中国	岡山県	井原市	105.4	1.00	5

図表4 基礎的経常収支Ⅱの上位（全国、2006年度）

順位	地域	都道府県	都市	現実値	標準化値	財政評価
1	中部	静岡県	御前崎市	216.3	3.68	6
2	中部	愛知県	豊田市	160.3	2.80	6
3	中部	愛知県	刈谷市	153.3	2.69	6
4	関西	兵庫県	芦屋市	146.5	2.58	6
5	中部	愛知県	東海市	141.0	2.49	6
6	中部	愛知県	田原市	139.3	2.47	6
7	中部	静岡県	裾野市	137.7	2.44	6
8	関東	茨城県	守谷市	137.6	2.44	6
9	中部	愛知県	碧南市	128.5	2.30	6
10	関東	栃木県	真岡市	118.9	2.15	6
11	中部	愛知県	安城市	117.4	2.12	6
12	関東	東京都	武蔵野市	116.8	2.11	6
13	中部	静岡県	湖西市	100.4	1.86	5
14	関東	栃木県	宇都宮市	99.2	1.84	5
15	関東	千葉県	成田市	96.6	1.80	5
16	関東	千葉県	印西市	94.3	1.76	5
17	関東	千葉県	浦安市	93.0	1.74	5
18	関東	埼玉県	戸田市	92.1	1.72	5
19	四国	徳島県	阿南市	92.0	1.72	5
20	中部	愛知県	小牧市	90.4	1.70	5
21	中部	静岡県	御殿場市	90.3	1.70	5
22	関西	福井県	敦賀市	89.3	1.68	5
23	中部	愛知県	大府市	88.5	1.67	5
24	中部	静岡県	沼津市	86.1	1.63	5
25	関東	茨城県	鹿嶋市	82.7	1.58	5
26	関東	茨城県	神栖市	81.4	1.56	5
27	中部	静岡県	富士市	81.0	1.55	5
28	関東	神奈川県	厚木市	80.7	1.55	5
29	関東	神奈川県	藤沢市	78.3	1.51	5
30	中部	三重県	亀山市	77.6	1.50	5
31	中部	愛知県	西尾市	77.1	1.49	5
32	関東	神奈川県	横浜市	76.8	1.48	5
33	中部	静岡県	掛川市	76.8	1.48	5
34	中部	愛知県	名古屋市	75.8	1.47	5
35	関東	埼玉県	和光市	74.4	1.45	5
36	中部	愛知県	岡崎市	73.3	1.43	5
37	中部	岐阜県	美濃加茂市	72.1	1.41	5
38	中部	愛知県	半田市	71.9	1.41	5
39	関東	千葉県	四街道市	71.5	1.40	5
40	関東	神奈川県	川崎市	71.2	1.40	5
41	関東	千葉県	市原市	70.0	1.38	5
42	関東	千葉県	袖ヶ浦市	69.8	1.37	5
43	関東	千葉県	君津市	69.4	1.37	5
44	中部	愛知県	豊橋市	68.6	1.36	5
45	中部	愛知県	常滑市	68.2	1.35	5
46	関東	埼玉県	さいたま市	68.2	1.35	5
47	中部	愛知県	日進市	67.1	1.33	5
48	中部	三重県	鈴鹿市	66.1	1.32	5
49	関東	神奈川県	海老名市	66.0	1.31	5
50	中部	静岡県	静岡市	64.8	1.30	5
51	関西	大阪府	大阪市	64.5	1.29	5
52	関東	埼玉県	狭山市	64.4	1.29	5
53	中部	岐阜県	各務原市	64.0	1.28	5
54	関東	茨城県	つくば市	63.6	1.28	5
55	関東	東京都	府中市1	62.8	1.26	5
56	九州	福岡県	福岡市	62.6	1.26	5

順位	地域	都道府県	都市	現実値	標準化値	財政評価
57	関西	兵庫県	姫路市	62.5	1.26	5
58	中部	静岡県	袋井市	62.5	1.26	5
59	九州	佐賀県	鳥栖市	62.5	1.26	5
60	中部	静岡県	菊川市	61.7	1.25	5
61	関東	東京都	調布市	61.6	1.24	5
62	関東	神奈川県	綾瀬市	61.4	1.24	5
63	関東	東京都	立川市	61.3	1.24	5
64	中部	静岡県	浜松市	61.1	1.24	5
65	関東	神奈川県	大和市	60.9	1.23	5
66	関西	滋賀県	草津市	60.3	1.22	5
67	関東	東京都	日野市	59.6	1.21	5
68	中部	三重県	四日市市	59.2	1.21	5
69	関東	埼玉県	八潮市	58.4	1.19	5
70	関東	千葉県	千葉市	58.2	1.19	5
71	関東	埼玉県	川口市	57.1	1.17	5
72	関東	東京都	三鷹市	57.0	1.17	5
73	中部	岐阜県	岐阜市	57.0	1.17	5
74	東北	宮城県	仙台市	56.6	1.17	5
75	関東	神奈川県	小田原市	56.4	1.16	5
76	関西	兵庫県	神戸市	54.8	1.14	5
77	中部	静岡県	牧之原市	54.3	1.13	5
78	中部	岐阜県	可児市	53.6	1.12	5
79	関東	埼玉県	朝霞市	53.6	1.12	5
80	関東	東京都	八王子市	53.4	1.12	5
81	関東	栃木県	小山市	53.4	1.12	5
82	関東	神奈川県	茅ヶ崎市	52.9	1.11	5
83	中部	愛知県	高浜市	52.9	1.11	5
84	中部	富山県	黒部市	52.5	1.10	5
85	関東	神奈川県	相模原市	51.9	1.09	5
86	関東	東京都	国分寺市	51.7	1.09	5
87	中部	愛知県	清須市	51.6	1.09	5
88	関東	神奈川県	伊勢原市	51.6	1.09	5
89	中部	石川県	金沢市	51.5	1.09	5
90	中部	静岡県	熱海市	51.0	1.08	5
91	中部	愛知県	知多市	50.9	1.08	5
92	中部	三重県	いなべ市	50.9	1.08	5
93	中部	静岡県	磐田市	50.9	1.08	5
94	中部	静岡県	焼津市	50.8	1.07	5
95	関東	千葉県	柏市	50.3	1.07	5
96	関東	埼玉県	熊谷市	50.2	1.06	5
97	中部	愛知県	春日井市	50.1	1.06	5
98	関東	東京都	多摩市	50.1	1.06	5
99	関東	群馬県	前橋市	49.9	1.06	5
100	中部	愛知県	蒲郡市	49.2	1.05	5
101	中部	愛知県	知立市	48.8	1.04	5
102	九州	大分県	大分市	48.7	1.04	5
103	関東	東京都	小金井市	48.6	1.04	5
104	関西	大阪府	泉佐野市	48.4	1.04	5
105	関西	兵庫県	西宮市	48.3	1.04	5
106	関東	群馬県	太田市	47.9	1.03	5
107	関東	神奈川県	鎌倉市	47.8	1.03	5
108	関西	滋賀県	栗東市	47.0	1.02	5
109	中国	山口県	光市	46.8	1.01	5
110	関東	東京都	町田市	46.3	1.00	5
111	中部	愛知県	豊川市	46.2	1.00	5

### 3. 地方税収と高齢化度による都市分類と財政評価

自治体の財政状況は、それぞれの財政運営の進め方だけではなく、制度的な枠組みや地域を取り巻く社会的、経済的環境にも大きな影響を受ける。都市に共通して設定されている制度的な枠組みの影響は各自治体に等しく及ぶものであるが、社会的、経済的環境による影響は自治体によって異なっている。図表1は、各自治体が直面する環境等を考慮することなく、表面に現れている収支状況を示したものである。つまり、収支状況のランクが上位にある自治体であっても、その置かれている環境が恵まれているために収支状況が良いのか、環境が悪い中で良好な収支状況が維持されているのかはわからない。

そこで経常的な収入から地方交付税を除いた基礎的経常収支Ⅱを用いて、財政運営に影響を及ぼす環境的な要因との関連で財政運営の健全性を評価してみることにする。財政経常的な財政収支に対して影響を及ぼす要因にはさまざまな指標が考えられる。そこでいくつかの指標について基礎的経常収支Ⅱとの相関を求めた結果から、ここでは、収入面で地方税収、支出面では高齢者（65歳以上の人口）の比率を2006年度について対象にした都市は、政令市を含めて全国775都市、関西118都市である。なお、2007年度に財政再建団体となる夕張市、及び2006年度に建物売却等の収入が極端に大きくなった歌志内市は除いた。

図表5は、1人当たり地方税と65歳以上人口比率、それぞれの全国平均値を基準として全都市を4つのグループに分類して示したものである。

グループ(1)は、1人当たり地方税が全国平均値を上回り、65歳以上人口比率も全国平均値を上回っていることを条件とした。つまり、経済力は強いが、高齢化度が進んでいる都市ということである。このグループに属するのは、全国では73都市（9.4%）、関西では11都市（9.3%）であった。

グループ(2)は、1人当たり地方税は全国平均値を上回るが、65歳以上人口比率は全国平均値を下回っていることを条件とした。つまり、経済力が強く、しかも高齢化度があまり進んでいない都市ということである。このグループに属するのは、全国278都市（35.9%）、関西59都市(50%)であった。

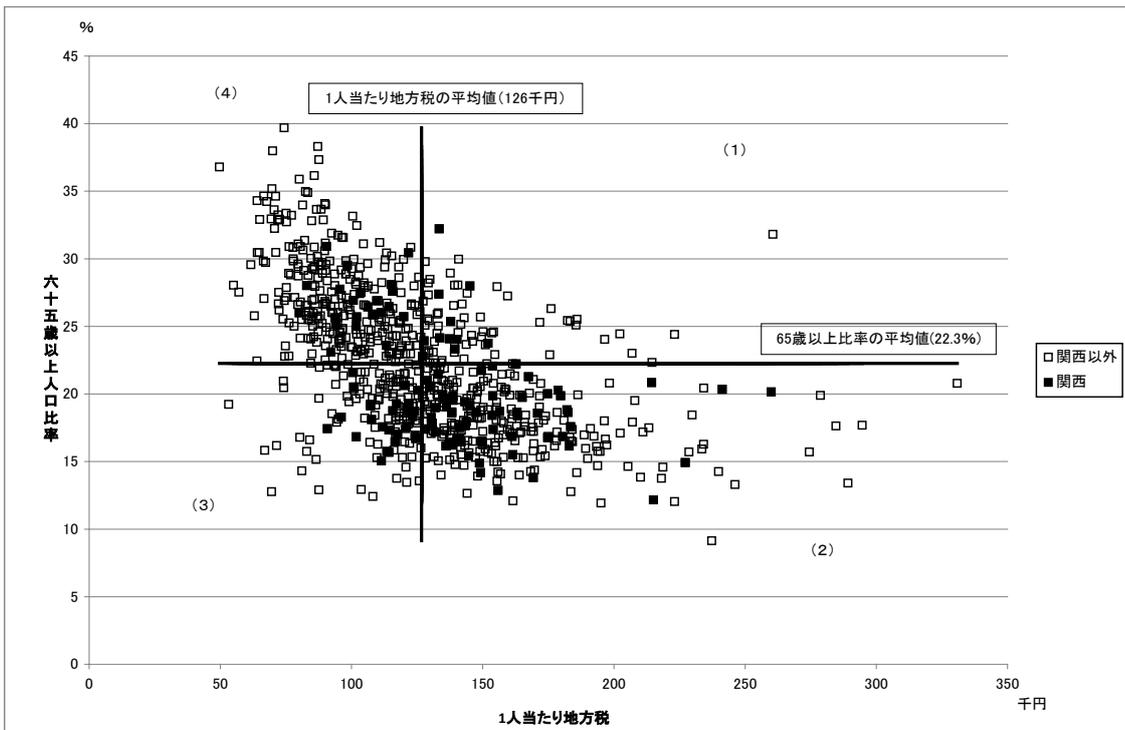
グループ(3)は、1人当たり地方税が全国平均値より低く、65歳以上人口比率も全国平均値より低いことを条件とした。つまり、経済力は弱い、高齢化度は低い都市ということである。このグループに属するのは、全国132都市（17.0%）、関西26都市(22.0%)である。

グループ(4)は、1人当たり地方税が全国平均値を下回り、65歳以上人口比率は全国平均値を上回っていることを条件とした。つまり、経済力も弱く、高齢化度も高い都市ということである。これに該当するのは、全国292都市（37.7%）、関西22都市(18.6%)である。

財政運営の環境が最も良いのがグループ（2）であるが、関西では全国的な傾向と比較してこのグループに属する都市が多いと言える。これに対して、財政運営の環境が最も悪いのがグループ（4）

であるが、関西にはこのグループの都市が少ない。したがって、関西の都市は、全国の都市と比較して、財政運営の環境には恵まれていると言えるのである。

図表5 1人当たり地方税と65歳以上人口比率による都市分類（2006年度，全国）



#### 4. 非裁量的要因を考慮した財政評価

前項では、1人当たりの地方税収と65歳以上の高齢者比率を財政収支に影響を及ぼす要因として考慮し、都市の状況を見た。ここでの分析においては、この2つの要因を地方自治体の裁量によらない財政運営の環境変数とみなし、非裁量的要因による影響を取り除いたかたちで各自治体の財政運営を評価する。

まず、基礎的経常収支Ⅱをこれら2つの非裁量的要因を説明変数として回帰式を求めると以下のよう結果になった。

$$Y = -20.76 + 0.9649 \times \alpha - 5.362 \times \beta$$

$$(-2.78) \quad (33.59) \quad (-23.31)$$

[自由度修正済決定係数=0.839]

(使用変数一覧)

Y : 1人当たり基礎的経常収支Ⅱ (千円)

$\alpha$  : 1人当たり地方税 (千円)

$\beta$  : 65歳以上人口比率 (%)

1人当たり地方税収はプラスに、高齢者比率はマイナスにそれぞれ基礎的経常収支Ⅱに影響し、収支の大きさはこの2つの要因によってほぼ説明されることが分かる。

次にこの2つの要因について各都市の実際の値を入れて収支の推計値を求める。そして実際の収支がこの推計値を上回っていれば、その都市の財政運営は、所与の社会的環境のもとで健全な財政運営を展開していると評価することができる。逆に、実際の収支がこの推計値を下回っていれば、その都市の財政運営は所与の社会的環境のもとでの標準的な収支よりも悪いことを意味する。この社会的な環境のもとでの推計値と実際の収支額の差をもとに、各都市の経常的な財政運営を評価する。したがって、収支がマイナスであっても、財政運営の評価としては上位に来るケース、逆に上の図表1で収支の水準が上位に示されていても、この財政評価では低く評価されるケースもありうるということである。

図表6は、関西の都市についてこの結果をまとめたものである。財政評価は、推計値と実際の収支額の差を統計処理し、5～1の段階で示されている。関西では、特に大きくプラスとなった(財政評価5)のは6都市のみである。全国では110都市で全体の14.2%であり、関西では高い評価結果になった都市の割合が相対的に低い。

逆に残差が大きくマイナスとなった(財政評価1)のは5都市(4.2%)である。全国では775都市の13.5%がこの評価になり、関西では若干この割合が低い。

図表7及び8は全国の上位と下位を示したものである。

図表6 非裁量の要因を考慮した財政評価（2006年度，関西）

財政評価	都道府県	都市	財政評価	都道府県	都市
5	京都府	綾部市	3	大阪府	茨木市
	福井県	大野市		大阪府	和泉市
	兵庫県	芦屋市		大阪府	富田林市
	兵庫県	相生市		大阪府	岸和田市
	兵庫県	南あわじ市		大阪府	大東市
兵庫県	丹波市	大阪府		貝塚市	
4	京都府	舞鶴市		大阪府	箕面市
	京都府	宇治市		大阪府	池田市
	京都府	福知山市		大阪府	松原市
	京都府	宮津市		大阪府	高石市
	滋賀県	彦根市		奈良県	大和郡山市
	滋賀県	大津市		奈良県	天理市
	大阪府	八尾市		奈良県	生駒市
	大阪府	河内長野市		奈良県	五條市
	大阪府	阪南市		福井県	福井市
	大阪府	高槻市		福井県	小浜市
	大阪府	交野市		福井県	坂井市
	大阪府	枚方市		福井県	あわら市
	奈良県	橿原市		兵庫県	小野市
	奈良県	香芝市		兵庫県	尼崎市
	奈良県	桜井市	兵庫県	西宮市	
	奈良県	奈良市	兵庫県	豊岡市	
	福井県	敦賀市	兵庫県	加西市	
	福井県	越前市	兵庫県	篠山市	
	福井県	鯖江市	兵庫県	三田市	
	福井県	勝山市	兵庫県	高砂市	
	兵庫県	姫路市	兵庫県	西脇市	
	兵庫県	川西市	兵庫県	朝来市	
	兵庫県	神戸市	兵庫県	伊丹市	
	兵庫県	淡路市	和歌山県	紀の川市	
	兵庫県	洲本市	和歌山県	新宮市	
	兵庫県	三木市	和歌山県	田辺市	
	兵庫県	明石市	和歌山県	有田市	
	兵庫県	宝塚市	和歌山県	御坊市	
兵庫県	加古川市	滋賀県	高島市		
兵庫県	赤穂市	滋賀県	東近江市		
和歌山県	海南市	滋賀県	長浜市		
和歌山県	和歌山市	滋賀県	湖南市		
3	京都府	亀岡市	大阪府	東大阪市	
	京都府	城陽市	大阪府	吹田市	
	京都府	京丹後市	大阪府	柏原市	
	京都府	長岡京市	大阪府	藤井寺市	
	京都府	京田辺市	大阪府	門真市	
	京都府	京都市	大阪府	守口市	
	京都府	八幡市	大阪府	泉大津市	
	京都府	向日市	大阪府	四條畷市	
	滋賀県	近江八幡市	奈良県	大和高田市	
	滋賀県	野洲市	奈良県	葛城市	
	滋賀県	草津市	奈良県	御所市	
	滋賀県	甲賀市	兵庫県	養父市	
	滋賀県	守山市	兵庫県	加東市	
	滋賀県	米原市	兵庫県	宍粟市	
	大阪府	大阪狭山市	兵庫県	たつの市	
	大阪府	泉南市	和歌山県	橋本市	
	大阪府	寝屋川市	1	京都府	南丹市
	大阪府	堺市		滋賀県	栗東市
	大阪府	泉佐野市		大阪府	大阪市
	大阪府	豊中市		大阪府	摂津市
大阪府	羽曳野市	奈良県		宇陀市	



図表8 非裁量の要因を考慮した財政評価 全国下位(2006年度)

財政評価 (6段階)	地域	都道府県	都市	財政評価 (6段階)	地域	都道府県	都市
1	北海道	北海道	深川市	2	関西道	大阪府	門真市
	九州	長崎県	対馬市		北海道	北海道	富良野市
	北海道	北海道	名寄市		山形県	山形県	尾花沢市
	北海道	北海道	土別市		秋田県	秋田県	北秋田市
	関西道	京都府	南丹市		埼玉県	埼玉県	戸田市
	九州	鹿児島県	奄美市		長野県	長野県	東御市
	関西道	大阪府	摂津市		石川県	石川県	かほく市
	九州	長崎県	松浦市		宮城県	宮城県	大崎市
	関西道	滋賀県	栗東市		青森県	青森県	平川市
	九州	沖縄県	宮古島市		和歌山県	和歌山県	橋本市
	北海道	北海道	根室市		石川県	石川県	輪島市
	東北道	青森県	つがる市		神奈川県	神奈川県	厚木市
	関東道	千葉県	浦安市		高知県	高知県	四万十市
	関西道	奈良県	宇陀市		石川県	石川県	七尾市
	中部道	新潟県	佐渡市		滋賀県	滋賀県	湖南市
	中部道	石川県	珠洲市		大阪府	大阪府	藤井寺市
	中部道	山梨県	中央市		兵庫県	兵庫県	養父市
	東北道	岩手県	奥州市		大阪府	大阪府	柏原市
	関西道	大阪府	大阪市		北海道	北海道	石狩市
	北海道	北海道	美唄市		大阪府	大阪府	吹田市
	九州	長崎県	壱岐市		東京都	東京都	多摩市
北海道	北海道	稚内市	滋賀県	滋賀県	長浜市		
九州	長崎県	五島市	石川県	石川県	白山市		
中部道	山梨県	北杜市	北海道	北海道	滝川市		
中国道	島根県	雲南市	滋賀県	滋賀県	東近江市		
関東道	茨城県	神栖市	沖縄県	沖縄県	石垣市		
九州	大分県	竹田市	秋田県	秋田県	仙北市		
2	四国道	高知県	室戸市	福岡県	福岡県	宮若市	
	北海道	北海道	留萌市	鹿児島県	鹿児島県	西之表市	
	東北道	北海道	袖ヶ浦市	群馬県	群馬県	沼田市	
	東北道	青森県	黒石市	埼玉県	埼玉県	和光市	
	関西道	兵庫県	たつの市	東京都	東京都	武蔵村山市	
	中国道	広島県	安芸高田市	広島県	広島県	江田島市	
	関東道	東京都	羽村市	高知県	高知県	宿毛市	
	関西道	大阪府	四條畷市	石川県	石川県	羽咋市	
	九州	福岡県	嘉麻市	宮城県	宮城県	登米市	
	関西道	大阪府	泉大津市	大阪府	大阪府	東大阪市	
	東北道	青森県	むつ市	神奈川県	神奈川県	川崎市	
	中部道	石川県	能美市	宮城県	宮城県	岩沼市	
	関東道	東京都	国立市	奈良県	奈良県	御所市	
	関西道	大阪府	守口市	徳島県	徳島県	美馬市	
	中部道	長野県	大町市	滋賀県	滋賀県	高島市	
	東北道	岩手県	久慈市	岩手県	岩手県	二戸市	
	中部道	新潟県	魚沼市	岡山県	岡山県	備前市	
	関西道	兵庫県	宍粟市	奈良県	奈良県	葛城市	
	関東道	東京都	武蔵野市	岩手県	岩手県	八幡平市	
	北海道	北海道	紋別市	奈良県	奈良県	大和高田市	
	関西道	兵庫県	加東市	北海道	北海道	帯広市	
中国道	岡山県	高梁市	愛知県	愛知県	名古屋市		
中国道	山口県	美祢市	東京都	東京都	福生市		
北海道	北海道	赤平市	愛知県	愛知県	豊田市		
北海道	北海道	網走市	宮城県	宮城県	多賀城市		
中部道	愛知県	碧南市					

## 5. 総務省による早期健全化指標

総務省は新たに財政健全化を求めるための指標を示し、各自治体は2007年度からその算出に当たっている。この指標はあくまでも、各自治体の財政状況が悪化し、国や都道府県の監督下で再建を進める必要があるかどうかを明示するためのものであり、一定水準に達した場合には、早期に是正措置を講じることが求められるというものである。

総務省の指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は各年度の収入と支出の差を見るものであるのに対して、実質公債費比率と将来負担比率は自治体の債務およびそのコストに基づいて算出されるものである。前項までで示した関西社会経済研究所の指標は地方債関係のストック部門を切り離した経常的な収支に基づくものであり、総務省指標と対応させるとすれば二つの実質収支である。

このうち実質赤字比率での評価によると、関西では守口市（大阪府）が13.57%で早期健全化基準を超えている。総務省指標では、すべての歳出と歳入を総合的に捕らえたものであるため、上で求めた2006年度の基礎的経常収支比率Ⅰ（歳入に地方交付税を含む）を見ると、守口市は全国777市のうち775位と非常に低い位置にある。また、収入から地方交付税を除いた基礎的経常収支Ⅱの結果に基づいて、地方税、高齢者比率の要素を取り除いた評価でも5から1のうち2と評価されており、経常的な財政運営に課題があるということが示される。

実質収支に公営企業まで含めた連結実質赤字比率で早期健全化基準を超えている関西の都市は、守口市の他、泉大津市（大阪府）と和歌山市（和歌山県）である。泉大津市は基礎的経常収支Ⅰでも750位、基礎的経常収支Ⅱの地方税、高齢者比率の要素を除いた場合でも2という評価であり、守口市と同様、経常的な財政運営の健全性を高める必要がある。和歌山市は、基礎的経常収支Ⅰは674位で下位に位置するものの、基礎的経常収支Ⅱの地方税、高齢者比率の要素を取り除くと4と評価されている。つまり、都市の置かれた環境下では効率的な財政運営が達成されているが、なお財政収支の改善に向けたさまざまな角度からの検証が不可欠ということである。

## 6. 財政健全化を超えた取組み

わが国においては地方財政が果たす役割は諸外国に比べて大きく、財政破綻は市民生活に多大の影響を与えることになる。それだけに、地方財政の規律を強化する必要性はきわめて大きい。とくに、2000年の地方分権一括法の施行によって、地方債の発行が許可制から協議制に改められ、起債

における地方の自由度が高まっただけに、自治体の財政規律確保の重要性は大きくなっている。

だが、本来、地方財政の運営は各自治体の自己責任の下で行われるべきものである。地方財政健全化法は地方の財政規律を高めることを目的としたものであるとしても、その前提は地方財政運営に対する国の関与を縮減し、自治体の財政責任を強化することであり、そのためにも地方分権を推進しなくてはならない。こうした環境が整い、議会や住民の監視が強化されるなら、自治体にとって「地方財政健全化法は余計なお世話」となるはずである。

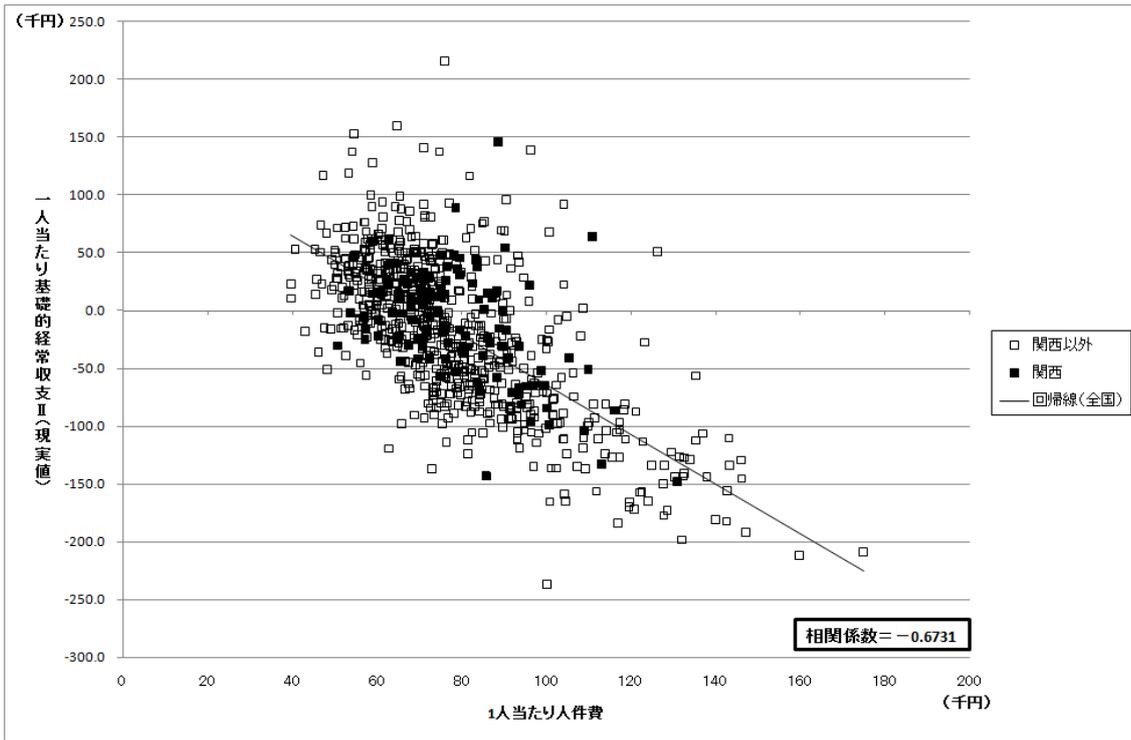
予算制約を超える、「身の丈」を超えた支出を多くの自治体が行っている現状においては、財政運営の健全性を高める取組は不可欠である。しかし、健全性の改善は自治体行政における目標ではない。財政制約を重視することは適正な自治体運営の前提条件であるが、自治体運営において重要なことは、地方自治法第2条が定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」を実践することである。

地域住民に独占的に行政サービスを提供することから、効率性に対する関心が薄くなりがちだ。これは自治体の宿命ともいえる。しかし、いま自治体に求められているのは「最少の経費で最大の効果」をあげることであり、民間企業と同じ「(行政サービスの)生産主体」として行動することである。その結果として、財政の健全化が実現される。これが地方行財政改革の本来の姿である。それでもなお財源不足が残るなら、そのときには住民に負担増や行政サービスの切り下げを求めることも検討しなくてはならない。自治体には、地方財政健全化法の限界を見極め、その先を見すえた地方行財政運営を行うことが期待されている。

図表9は、1人当たりの人件費と基礎的経常収支の関係を見たものである。

人件費と基礎的経常収支に関係が見られるのは明らかである。経常支出における人件費の比率を考慮すれば当然とも言えるが、今後の自治体運営の在り方を考える上で示唆するものがある。福祉政策をはじめとして、行政サービスにはマンパワーを必要とするものが多い。そのため、自治体の行政改革では職員削減や民間委託等といった手法が多く取り入れられている。そのなかでは、ややもすると「公が直接実施する事務事業はコストが高い」ことを前提にした改革も見られる。必要なサービスの確保と人件費の抑制の両立を目指して、自治体の人件費構造にまで踏み込んだ取り組みが不可欠であろう。

図表9 1人当たり人件費と基礎的経常収支Ⅱの関係 (2006年度)



<補注>

1. 「データの標準化と評価段階に関する解説」 (図10)

ある地方自治体の1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの数値を見ただけでは、その経常的な財政運営状況を評価することはできない。なぜなら、1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの数値は単に絶対的な水準を表しているものであり、全国における位置づけを判断できる相対的な水準を表しているものではないからである。

これについては、求められた1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの数値を、平均0、分散1(標準偏差1)の正規分布にしたがうように標準化することで、各自自治体の経常的な財政運営状況が、全国でどのあたりに位置しているのか、容易に判断することが可能となる。

データの標準化は、以下の手続きによって実行できる。あるデータ  $x_i$  ( $i = 1, 2, \dots, n$ ) に対して、データの平均が  $\bar{x}$ 、標準偏差が  $s$  となる時、標準化されたデータ  $z_i$  ( $i = 1, 2, \dots, n$ ) は次式で表され、あるデータが平均から標準偏差の何倍離れているのかを測ることができる。これにより標準化されたデータは、平均0、分散1(標準偏差1)の正規分布である標準正規分布にしたがう。

$$z_i = \frac{x_i - \bar{x}}{s} \quad , \quad i = 1, 2, \dots, n$$

正規分布は、図10に表されるような分布となる。一般的に、正規分布において、標準偏差は平均値から分布の変曲点までの距離となり、平均値±（標準偏差×1）の範囲内には、全データの約70%が存在することになる。さらに、標準偏差1個分を両側方向に拡大した、平均値±（標準偏差×2）の範囲内には、全データの約95%が存在することになる。つまり、平均値±（標準偏差×2）の範囲外には、全データの僅か約5%しか存在しないことになり、この範囲に含まれるデータは極めて少ないことが分かる。

したがって、あるデータの特殊性を判断する場合、平均値±（標準偏差×2）の範囲内に存在しているかどうかを確認することになる。つまり、あるデータが平均値±（標準偏差×2）の範囲内ではなく、その範囲外に存在している場合、そのデータは全データの約5%に該当する特殊なデータと判断できるだろう。

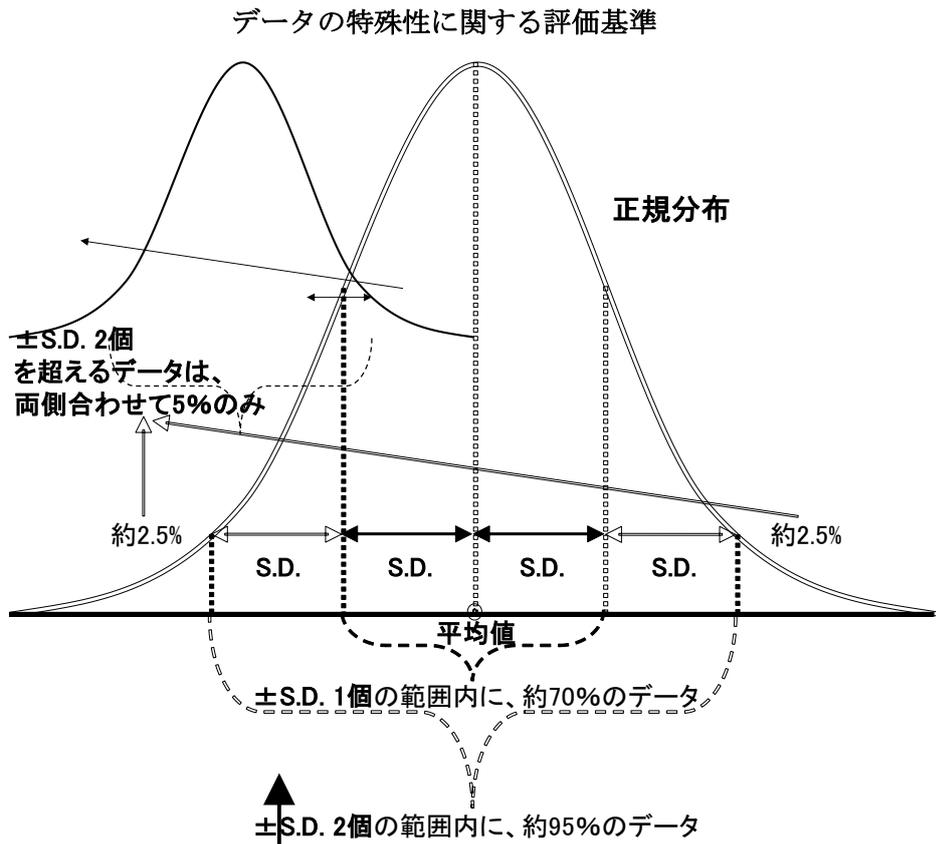
よって、標準正規分布の場合は、平均0、分散1（標準偏差1）の正規分布であるため、あるデータを標準化した値が、-2~2の範囲外に存在するとき、そのデータは特殊であると判断できる。言い換えれば、特殊なデータとは、その数値が著しく大きいものか、もしくは著しく小さいものということである。

1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの場合であれば、その数値が著しく大きいということは、経常的な財政運営状況が、相対的に見て非常に良いということを示している。逆に、その数値が著しく小さいということは、経常的な財政運営状況が、相対的に見て非常に悪いということを示している。

ここでは、基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱを標準化した値によって、地方自治体の経常的な財政運営状況を6段階で評価することとする。標準化された値を $z$ と表すとき、以下のように評価することとする。つまり、評価段階が上がるほど、経常的な財政運営状況が良いことを表しており、評価1と評価6に該当する地方自治体は特殊な自治体であると判断できる。財政評価1の地方自治体は、経常的な財政運営状況が、相対的に見て非常に悪い。逆に、財政評価6の地方自治体は、経常的な財政運営状況が、相対的に見て非常に良い。

財政評価6：	標準化値 $z$ が「 $2 < z$ 」となる地方自治体
財政評価5：	標準化値 $z$ が「 $1 < z \leq 2$ 」となる地方自治体
財政評価4：	標準化値 $z$ が「 $0 < z \leq 1$ 」となる地方自治体
財政評価3：	標準化値 $z$ が「 $-1 < z \leq 0$ 」となる地方自治体
財政評価2：	標準化値 $z$ が「 $-2 < z \leq -1$ 」となる地方自治体
財政評価1：	標準化値 $z$ が「 $z \leq -2$ 」となる地方自治体

図10



注1) S.D.は標準偏差を表している。

注2) 標準正規分布の場合、上図において、平均値はゼロ、S.D.は1となる。

<自治体財政健全性研究会の体制>

主 査： 林 宏昭 関西大学経済学部教授

委 員： 後藤達也 大阪産業大学経済学部准教授

研究協力者： 北浦 義朗 関西社会経済研究所副主任研究員

吳 善充 関西社会経済研究所研究員

事務局： 長尾 正博 関西社会経済研究所事務局次長

大野 裕司 関西社会経済研究所総括プロデューサー

島 章弘 同上